

資料 3

建築・都市整備・道路委員会
令和 3 年 9 月 21 日
道 路 局

市第 51 号議案 令和 3 年度 横浜市一般会計補正予算 (第 5 号) (関係部分) の概要

今回の補正では、末吉橋架替工事について、工事を進める中で当初想定になかった地中障害物の存在が明らかとなり、今後の施工において、障害物撤去の対策を講じる必要があることから、予算外義務負担の限度額を変更します。

1 予算外義務負担の限度額の変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
末吉橋架替工事 請負契約の締結 に係る予算外義務 負担	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 5,000,000千円	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 5,800,000千円

<参考>議案書 71 ページについて道路局関係部分を抜粋

2 変更理由

今後施工する工種において、「地中障害物撤去工」を追加する必要があり、工事全体の完了時期に遅れが生じないように、令和 3 年度の非出水期（11月～5月）から対策を講じます。

よって、迅速に「地中障害物撤去工」を契約項目に含めるため、予算外義務負担の限度額を増額します。なお、令和 3 年第 4 回定例会にて契約内容の変更を行う予定です。